

## 役員等の報酬規程

### (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人桐生会（以下、「法人」という。）の理事、監事、評議員及び評議員選任・解任委員の報酬に関する事項を定める。

### (報酬)

第2条 理事会、評議員会、評議員選任・解任委員会等の会議に出席した場合の報酬については以下のとおりとする。但し、常勤理事（この法人を主たる勤務場所にする者）及び法人職員については、この規程を適用しない。

(1) 日 当：1日につき	理 事	12,000円
	監 事	12,000円
	評議員	12,000円
	評議員選任・解任委員	12,000円
(2) 宿泊料：1泊につき		15,000円（上限）

### (旅費等)

第3条 役員が、法人の業務のために出張等をしたときは、前条に定める日当及び宿泊料の他、職員の旅費規定に準じて旅費等を支払う。

### (改正)

第4条 この規程の改訂については、評議員会の議決を要する。

### 付 則

この規程は、平成16年	4月	1日	施行	
	平成19年	12月22日	一部改訂	
	平成26年	5月29日	一部改訂	
	平成28年	4月	1日	一部改訂
	平成29年	6月22日	一部改訂	
	平成30年	3月24日	一部改訂	